

|               |                   |   |           |   |
|---------------|-------------------|---|-----------|---|
| <p>岡山県公報</p>  | <p>発行<br/>岡山県</p> |  | <p>目次</p> | <p>【人事委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 令和八年度岡山県職員A採用試験（アピール型）の実施</li><li>○ 令和八年度岡山県職員A採用試験（技術・春）の実施</li></ul> |
| <p>目次</p>     | <p>担当課（室）</p>     | <p>人事委員会</p> <p>”</p>   |           |   |
| <p>担当課（室）</p> |                   |   |           |   |

令和8年3月2日 岡山県公報 号外

◎岡山県人事委員会公示第一号

令和八年度岡山県職員A採用試験（アピール型）を次のとおり実施する。

令和八年三月二日

岡山県人事委員会委員長 安 田 寛

一 試験区分、採用予定者数並びに主な勤務先及び職務内容

|      |        |  |
|------|--------|--|
| 試験区分 | 採用予定者数 | 主な勤務先及び職務内容                                      |
| 行政   | 五十名程度  | 知事部局（本庁、県民局等）、教育委員会（教育庁、県立学校等）等において、一般行政事務に従事する。 |

二 受験資格

1 次のいずれかに該当する者

- (1) 平成十二年四月二日から平成十七年四月一日までに生まれた者
- (2) 平成十七年四月二日以降に生まれた者で、次に掲げるもの

ア 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は令和九年三月三十一日までに卒業見込みの者

イ 岡山県人事委員会がアに該当する者と同等の資格があると認める者

2 次のいずれかに該当する者は、1に該当する者であっても受験することができない。

(1) 日本の国籍を有しない者

(2) 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条各号のいずれかに該当する者

三 試験の方法

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験の合格者について行う。

1 第一次試験

(1) 基礎能力試験

言語的理解力、数量的処理能力及び論理的思考力について択一式による筆記試験を行う。

(2) アピールシート試験

積極性、調整力・コミュニケーション能力、意欲、表現力・国語力等について記述試験を行う。

(3) 適性検査

性格、心理等について検査を行う。

2 第二次試験

口述試験

グループワーク、第一次個別面接及び第二次個別面接により行う。

四 試験の期日及び試験会場

1 第一次試験

|                |  |
|----------------|--|
| 試験の期日          | 試験会場                                       |
| 令和八年四月十九日（日曜日） | 岡山会場<br>岡山市北区津島中三丁目一番一号<br>岡山大学文・法・経済学部講義棟 |

# 令和8年3月2日 岡山県公報 号外

2 第二次試験

|                   |                             |
|-------------------|-----------------------------|
|                   |                             |
| 東京会場              |                             |
| 都道府県会館            | 岡山市中区古京町一丁目七番三六号<br>岡山県庁分庁舎 |
| 東京都千代田区平河町二丁目六番三号 |                             |

|  |                             |
|--|-----------------------------|
| 試験の期日  | 試験会場                        |
| 令和八年六月二日（火曜日）から同月十二日（金曜日）までのうち指定する日（第一次試験の合格者に対して、岡山県人事委員会事務局のホームページにて指定する。） | 岡山市中区古京町一丁目七番三六号<br>岡山県庁分庁舎 |

五 合格者の発表

岡山県人事委員会事務局の掲示板に次のとおり掲示し、岡山県人事委員会事務局のホームページにも掲載するとともに、第二次試験の合格者に対しては、直接通知する。

| 区分    | 発表の期日          | 内容       |
|-------|----------------|----------|
| 第一次試験 | 令和八年五月十四日（木曜日） | 合格者の受験番号 |
| 第二次試験 | 令和八年六月中旬       | 合格者の受験番号 |

六 採用及び採用後の給与

1 採用

- (1) 第二次試験の合格者は、合格決定後直ちに、成績順に採用候補者名簿に登録する。
- (2) 採用者は、任命権者からの請求に応じて、岡山県人事委員会が採用候補者名簿の登載順に提示した者の中から、任命権者が決定する。なお、採用時期は、原則として、令和九年四月一日とする。
- (3) 採用候補者名簿の有効期間は、原則として、名簿登載の日から一年とする。

2 給与

- (1) 令和八年四月採用者（新卒者）の給料月額は、二四三、九〇〇円である。
- (2) 諸手当として、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

七 受験手続

試験を受けようとする者は、令和八年三月二日（月曜日）から同月三十一日（火曜日）までの期間中、岡山県電子申請サービスにより受験申込みを行うこと。

八 その他

- 1 試験の実施方法その他試験に関する事項については、受験案内に記載すること。
- 2 受験案内は、岡山県人事委員会事務局のホームページからダウンロードすること。

- 3 受験資格の有無及び受験申込みの入力事項を確認するため、必要に応じて、証明書等の提出を求めることがある。
- 4 六1(1)の採用候補者名簿に記載された場合であっても、受験申込みの入力事項等に虚偽のものがあると認められるときは、採用候補者名簿から当該者を削除する。

令和8年3月2日 岡山県公報 号外

◎岡山県人事委員会公示第二号

令和八年度岡山県職員A採用試験（技術・春）を次のとおり実施する。

令和八年三月二日

岡山県人事委員会委員長 安 田 寛

一 試験区分、採用予定者数並びに主な勤務先及び職務内容

| 試験区分    | 採用予定者数 | 主 な 勤 務 先 及 び 職 務 内 容  |
|---------|--------|--|
| 環 境     | 若干名    | 知事部局（本庁、県民局等）において、環境等に関する専門的業務に従事する。   |
| 衛 生     | 若干名    | 知事部局（本庁、県民局等）において、食品衛生及び環境衛生の監視、指導等の専門的業務に従事する。  |
| 農 業     | 七名程度   | 知事部局（本庁、県民局、農林水産総合センター等）において、農作物の生産振興、農業に関する知識技術の普及指導等の専門的業務に従事する。   |
| 土 木     | 十四名程度  | 知事部局（本庁、県民局等）において、道路、河川、港湾、都市計画等の事業に関する企画、設計、施工管理等の専門的業務に従事する。   |
| 農 業 土 木 | 五名程度   | 知事部局（本庁、県民局等）において、農地農村整備事業に関する企画、設計、施工管理等の専門的業務に従事する。  |
| 畜 産     | 若干名    | 知事部局（本庁、県民局等）において、家畜及び畜産物の生産振興、畜産に関する知識技術の普及指導等の専門的業務に従事する。  |
| 林 業     | 五名程度   | 知事部局（本庁、県民局等）において、治山事業等に関する企画、設計及び施工管理、林業に関する知識技術の普及指導等の専門的業務に従事する。  |
| 建 築     | 若干名    | 知事部局（本庁、県民局等）において、建築、住宅、都市計画等の事業に関する企画、設計、施工管理等の専門的業務に従事する。  |
| 電 気     | 若干名    | 知事部局（本庁、出先事務所等）又は企業局（本局、発電総合管理事務所、工業用水道事務所等）において、電気設備、通信設備等に関する企画、設計及び施工管理並びに電気設備、通信設備等の運転、保守管理等の専門的業務に従事する。なお、勤務場所によっては、深夜勤務、交替制勤務等の変則的な勤務を伴う場合がある。 |

二 受験資格

- 1 次のいずれかに該当する者
  - (1) 昭和六十一年四月二日から平成十七年四月一日までに生まれた者
  - (2) 平成十七年四月二日以降に生まれた者で、次に掲げるもの
    - ア 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は令和九年三月三十一日までに卒業見込みの者
    - イ 岡山県人事委員会がアに該当する者と同等の資格があると認める者
- 2 次のいずれかに該当する者は、1に該当する者であっても受験することができない。
  - (1) 日本の国籍を有しない者
  - (2) 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条各号のいずれかに該当する者
  - (3) 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四百九十九号）による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による準禁治産の宣告を受けている者のうち心神耗弱を原因とするもの以外の者

三 試験の方法

- 試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験の合格者について行う。
- 1 第一次試験
    - (1) 基礎能力検査
 

言語的理解力、数的処理能力及び論理的思考力について択一式による試験を行う。
    - (2) 性格検査
 

性格、心理等について検査を行う。
  - 2 第二次試験
    - (1) 択一式の専門試験（試験区分（環境、土木、建築、電気））
 

試験区分ごとに、それぞれの出題分野から択一式による筆記試験を行う。

| 試験区分 | 出題分野  |
|------|---|
| 環境   | 数学・物理・情報、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学等            |
| 土木   | 数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画（都市計画を含む。）、材料・施工等                |
| 建築   | 数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画（都市計画、建築法規を含む。）、建築設備、建築施工等 |
| 電気   | 数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学等             |

- (2) 記述式の専門試験（試験区分（衛生、農業、農業土木、畜産、林業））
 

試験区分ごとに、それぞれ次の出題分野から専門性、表現力、理解力、構成員、

# 令和8年3月2日 岡山県公報 号外

企画力等について専門用語説明試験及び論文試験を行う。

| 試験区分 | 出題分野   |
|------|--|
| 衛生   | 食品衛生学、公衆衛生学、水産利用学、応用微生物学、畜産一般、食品科学、物理・化学・生物、分析化学、有機化学、一般化学、生物有機化学等 |
| 農業   | 栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壌肥料学、植物生理学、農業経済一般等                  |
| 農業土木 | 農業水利・土地改良・農村環境整備、農業土木構造物、材料・施工、農学一般等                               |
| 畜産   | 家畜育種学、家畜繁殖学、家畜生理学、家畜飼養学、家畜栄養学、飼料学、家畜管理学、畜産物利用学、畜産経営一般等             |
| 林業   | 森林政策・森林経営学、造林学（森林生態学及び森林保護学を含む。）、林業工学、林産一般、砂防工学等                   |

## (3) 口述試験

第一次個別面接及び第二次個別面接により行う。

## 四 試験の期日及び試験会場

### 1 第一次試験

| 試験の期日                                   | 試験会場   |
|---|--|
| 令和八年四月三日（金曜日）から同月十七日（金曜日）までのうち受験者が選択する日 | 基礎能力検査<br>性格検査<br>テストセンター（リアル会場又はオンライン会場）のうち受験者が選択する会場<br>自宅等（電子計算機等（インターネットを利用することができるものであって、岡山県人事委員会が指定するものに限る。）を使用することができる場所） |

### 2 第二次試験

| 試験の期日  | 試験会場                        |
|--|-----------------------------|
| 令和八年五月十四日（木曜日）から同月二十七日（水曜日）までのうち指定する日（第一次試験の合格者に対して、岡山県人事委員会事務局のホームページにて指定する。） | 岡山市中区古京町一丁目七番三六号<br>岡山県庁分庁舎 |

五 合格者の発表

岡山県人事委員会事務局の掲示板に次のとおり掲示し、岡山県人事委員会事務局のホームページにも掲載するとともに、第二次試験の合格者に対しては、直接通知する。

| 区分    | 発表の期日           | 内容       |
|-------|-----------------|----------|
| 第一次試験 | 令和八年四月二十四日(金曜日) | 合格者の受験番号 |
| 第二次試験 | 令和八年六月中旬        | 合格者の受験番号 |

六 採用及び採用後の給与

1 採用

- (1) 第二次試験の合格者は、合格決定後直ちに、試験区分ごとに成績順に採用候補者名簿に登載する。
- (2) 採用者は、任命権者からの請求に応じて、岡山県人事委員会が採用候補者名簿の登載順に提示した者の中から、任命権者が決定する。なお、採用時期は、原則として、令和九年四月一日以降とする。
- (3) 採用候補者名簿の有効期間は、原則として、名簿登載の日から五年とする。

2 給与

- (1) 令和八年四月採用者(大学新卒者)の給料月額は、二四三、九〇〇円である。なお、職務経歴等のある場合は、この額に一定の基準で算出された額が加算される。
- (2) 諸手当として、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

七 受験手続

試験を受けようとする者は、令和八年三月二日(月曜日)から同月二十三日(月曜日)までの期間中、岡山県電子申請サービスにより受験申込みを行うこと。

八 その他

- 1 試験の実施方法その他試験に関する事項については、受験案内に記載すること。
- 2 受験案内は、岡山県人事委員会事務局のホームページからダウンロードすることができる。
- 3 受験資格の有無及び受験申込みの入力事項を確認するため、必要に応じて、証明書等の提出を求めることがある。
- 4 六1(1)の採用候補者名簿に登載された場合であっても、受験申込みの入力事項等に虚偽のものがあると認められるときは、採用候補者名簿から当該者を削除する。